

環境影響評価調査計画書審査意見書

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線
（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業

種 類：道路の新設

3 対象事業の位置

起 点：国立市谷保（都道 256 号[甲州街道]交差点）

終 点：国立市富士見台四丁目

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

- 1 計画道路の供用時点及び道路ネットワークの整備が完了した時点の将来交通量については、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、計画地周辺の現況の交通量を適切に把握したうえで、将来の道路ネットワーク図等を明らかにし、将来交通量の算出過程を環境影響評価書案においてわかりやすく記載すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両は 1 時間当たり数台程度であり、短時間に特定の場所に集中しないような施工計画を実施することから、予測の対象としていない。しかし、本事業区間周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されることから、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

【生物・生態系】

本事業では、矢川との交差部に橋梁を整備する計画であるが、具体的な構造、規模及び施工方法等が不明確であることから、生物・生態系に配慮した整備計画を検討した上で、これらを示し、矢川とその周辺における生物・生態系の変化の内容及び影響の程度が明らかになるよう適切に予測・評価を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点について、主に近景域を設定するとしているが、その地点が具体的に示されていない。このため、関係地域の景観に関する計画等を踏まえ、矢川やその周辺の景観構成要素の改変の程度が把握できる箇所など、地域の特性を考慮した地点及び時期を適切に選定し、予測・評価を行うこと。

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路は複数の散策コースと交差し、自然との触れ合い活動の場を分断することから、工事の施行中及び完了後における地域住民の利用経路に与える影響、自然との触れ合い活動の場の機能の変化の程度を、環境影響評価書案において図などを用いて具体的に明らかにし、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。